

特別巻頭

音楽でわかる税金百科 ～ふるさと納税と宿泊税について～

八ツ尾 順一

大阪学院大学法学部教授
税理士・公認会計士



2014年から、プロのバンド（NHKのど自慢のバックミュージシャン）の演奏をバックに、税金の歌を2曲ずつリリースしている。今年の歌は、「タリフ」と「宗教法人になろう」である。「タリフ」は世界を搖るがしているトランプの関税について、その起源から現在まで壮大なスケールで歌っている。また、「宗教法人になろう」は、公益法人の非課税について、皮肉を込めて、歌ったものである。ところで、6年前に、国税の歌ばかりではなく、地方税の歌も創ろうとすることで、「ふるさとに寄付をしよう」と「宿泊税ストーリー」の2曲（作曲は、バンドの古屋創太郎氏である）をリリースした。「ふるさとに寄付をしよう

う」は、ふるさと納税を推進する歌である。この歌の「はじめ」には、次のような台詞が入っている。
「はじめ」には、次のような台詞が入っている。
「はじめ」には、次のような台詞が入っている。

地方自治体のみなさま

毎度、ふるさと納税にご協力ありがとうございます。
総務大臣からの連絡でございます。

寄付金募集の適正化のため返礼品は「地場産品」
そして返礼割合は「3割以下」に

以上のこと

くれぐれも くれぐれも
よろしくお願いいたします。

この歌は、4コーラスなので、地場産品は「フルーツマト」「玉露」「サロインステーキ」そして「コ

シヒカリ」が登場する。「これらを返礼品として採用している地方自治体の方には、是非、聴いてPRして頂きたい。なお、「」の歌は、YouTubeで、美しいふるさとの「動画」が作成されているので、それも観て下さい。

令和元年度税制改正で、以下の返礼品の基準に満たす地方団体が、ふるさと納税（特別控除）の対象になるとしている（地法37の2②）。

① 寄付金の募集を適正に実施する地方団体

② 返礼品の基準

イ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
ロ 返礼品を地場産品とする」と

なお、返礼品の価値が50万円を超える場合には、一時所得となるので注意をしていただきたい。返礼品の価値を算出することが困難な場合、実務上は、地方税法の「3割ルール」を使って、寄付金の額の3割を返礼品の価値とする」とも可能である。

次に、「宿泊税ストーリー」であるが、2019年までに、東京、大阪、京都そして金沢の4都市で宿泊税が導入されていたので、この歌も4コーラスにそれぞれの都市を当てはめている。それ故に、この歌は、ご当地ソングである。以前、西日本女性税理士会で、

この歌を披露すると、それを聴いた金沢の税理士から「歌詞に金沢を入れてもらって感謝します」という、お礼の言葉をもらった。

因みに、宿泊税は、「法定外税」で「目的税」となっている。1999年の「地方分権一括法」によつて、目的税についても、法定外税が認められるようになつた。なお、法定外税の課税は、総務大臣との事前協議で「同意」が必要であるが、当該「同意」は、当該条例が適法である旨を判断するものではない。

このような法定外目的税については、使途やその効果が明確なために納税者の同意を得やすいといわれている。例えば、宿泊税の導入によって、公衆トイレがきれいになつたと指摘されているが、一方で、使途を特定することによって、財政を硬直化させるとの批判もある。また、巷で、宿泊税について、「原因者課税」という理論が議論されているが、「宿泊税ストーリー」の歌では、そこまで言及せずに、単純に4都市でそれぞれ宿泊税を支払いましょうという「宿泊税推進」の歌詞になつてている。ともあれ、地方団体は、「宿泊税ストーリー」を聴いて、我が国を観光立国にして頂きたいと願つてゐる。